

平成24年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成24年4月17日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	4月17日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓		
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼 保険医療 課長	犬飼 博初
		次長兼 環境課長	上田 実	次長兼 高齢介 護課長	佐藤 一夫
		住民課長	村上 勝芳		
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 土木農 政課長	西川 和彦
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	橋本 浩之		
	上下水道部	次長	絹川 靖夫		
消防本部	消防長	鈴木 卓夫	次長兼 消防署長	大橋 清	
教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 智久	
	給食セン ター所長	大橋 幸一			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会 事務局	局長	松岡 英雄	書記	伊藤恵美子
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	2番	山田 新太郎	3番	安藤 洋一	

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第27号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第28号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任補充について

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

平成24年第1回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。まことにありがとうございます。

議員のお手元に、発達支援プロジェクト中間報告書、蟹江町障害福祉計画、第6次高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画が配付されておりますので、お願いをいたします。

ここで、4月1日付で職員の異動がございましたので、順次自己紹介の発言を許可いたします。よろしく申し上げます。

○民生部次長・保険医療課長 犬飼博初君

自己紹介した。

○民生部次長・環境課長 上田 実君

自己紹介した。

○消防本部消防次長・消防署長 大橋 清君

自己紹介した。

○住民課長 村上勝芳君

自己紹介した。

○給食センター所長 大橋幸一君

自己紹介した。

○会計管理者・会計管理室長 橋本浩之君

自己紹介した。

○議会事務局 服部有規君

自己紹介した。

○議長 黒川勝好君

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名いたします。

ここで、本会議をいったん休憩いたしまして、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 松本正美君、よろしくお願ひいたします。

○議会運営委員長 松本正美君

それでは、ただいまより議会運営委員会を開きますので、委員の皆様は委員会室へお集まりください。よろしく申し上げます。

○議長 黒川勝好君

休憩中に住民課長、会計管理室長、給食センター所長の退席を許可いたします。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前 9時03分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時28分)

○議長 黒川勝好君

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○議会運営委員長 松本正美君

ただいま開かれましては議会運営委員会の結果の報告をいたします。

最初に、協議事項の1つであります。平成24年第1回蟹江町議会臨時会の会期についてであります。会期につきましては本日1日のみといたします。

2番目に、会派の解散届及び結成届についてであります。

3月31日付で「清新クラブ」「新政会」から会派解散届が、4月1日付で新たに「清新」の結成届が提出されました。それぞれ受理した旨を議長から報告を行っていただきます。

3点目に、議会運営委員の辞任願及び選任補充についてであります。

3月31日付で、高阪康彦委員、奥田信宏委員から辞任願が提出されましたので、辞任について議案審議・採決の後、追加日程により議会の許可を得る。辞任許可の後、議長の指名により選任の補充を行っていただきます。

4番目に、諸般の報告についてであります。選挙管理委員の辞任に伴い、後任について議長から報告を行っていただきます。

5番目に、議事日程についてであります。議案ごとに上程後、審議・採決をいたします。

6点目ですけれども、平成24年第2回蟹江町議会臨時会の招集請求についてであります。

本委員会に諮問されました議長の臨時会招集請求(5月11日開議)につきましては、審査した結果、異議のない旨の答申をすべきものと決定いたしました。

会議に付議すべき事件は、議会運営委員会委員の選任、議会常任委員会委員の選任、議会広報委員会の委員の選任でございます。

続きまして3番、その他であります。議員互助会の開催について、本臨時会閉会后に議員互助会役員会及び同総会を開催いたします。協議内容は、23年度の事業報告及び収支決算と24年度の事業計画及び収支予算についてであります。

この議員総会終了後、総務民生常任委員会を開催させていただきますので、よろしくお願

いたします。

以上でご報告を申し上げます。ありがとうございました。

失礼いたしました。

なお、町側より、体育館改修工事の契約締結議案を上程する予定であると、そういうお話がありました。よろしく願いいたします。

先ほどの体育館改修工事の契約締結議案の上程は、5月11日に行いますのでよろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

(1 番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 黒川勝好君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番山田新太郎君、3番安藤洋一君を指名いたします。

○議長 黒川勝好君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長 黒川勝好君

日程第3 「諸般の報告」を行います。

最初に、議員に配付の文書のとおり、後藤純哉選挙管理委員の辞職に伴い、4月1日付で、後任に大橋春夫補充員が選挙管理委員に就任された旨の通知がありましたので報告をいたします。なお、任期につきましては平成24年12月21日までですので、お願いをいたします。

次に、去る3月31日付で会派「清新クラブ」と「新政会」から解散届が提出され、これを受理いたしました。また、同日付で奥田信宏君、高阪康彦君より議会運営委員の辞任願が提出されました。なお、4月1日付で新たに会派届が提出され、名称は「清新」で、会長は奥田信宏君であります。

報告を終わります。

○議長 黒川勝好君

日程第4 議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

これは地方税法の改正によって国会で決められて、それが中心になって地方のここで決めることは、大方国の決まった税率そのままが決まっていくわけですが、ちょっと不審に思う点等々がございますので、お尋ねを申し上げていきたいと思えます。

第1点、35条の2から始めますが、この寡婦の控除を削るというふうに書いてありますけれども、これは文章上ただこういうように書かれたものであって、26年の1月1日から施行されるわけですが、これは該当者等々にとって何か影響があるものなのかどうか、これが1つ。

2つ目も、52条の件でも同じことでございますけれども、引用条項を改正するというところでこれも4月1日から適用と書いてありますが、同じようにこのような改正に伴ってどういう影響があるのかなのか、お尋ねをいたします。

3つ目、たばこ税の問題でございます。このたばこ税の本税でありますけれども、これを改正をいたしましと、これは25年の4月からでありまして、来年の4月からであるわけですね。そこでこのように税制を改正することによって、25年の予算はどのように変化をしていくのだろうか。県のほうはマイナスというふうに、644円、町のほうは644円プラスであるわけでございますけれども、町としては一体この改正に伴ってどの程度の増額が見込まれるのだろうか、この点についてお尋ねを申し上げたいと思えます。

それから、次の附則第9条でも同じことを申し上げたいと思うわけでございますけれども、ここにも本条を削除するものであって、改正はこれも25年の1月1日からということに書いてありますけれども、このことによってどういう我々には影響があるとお考えなのかどうか。

それから、次のことも同じでございますが、第1項・第2項に書いてあります地域の決定型地方税特例措置（わがまち特例）というやつの創設に伴ってという条項があるわけでございますが、これはことしからであります、蟹江町にとってこのことは該当すべきものがあるのかなのか、将来これに該当するようなものが発生されるのかなのかをお尋ねを申し上げたいと思えます。

それから、続いて附則の10条の3項であります、ここに書いてあります新築住宅に対す

る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者はというような申告であります。ここで続けてお尋ねするのは、この改正等々に伴って、例えば土地の問題、土地の税率がどのように変化をしようとするのか、24年度から平成26年度までの各年度ごとに資産税の特例に関する用語は書いてあるわけでございますけれども、例えば固定資産税というのがこの適用等々によって、変化によって個人にとってはふえるのかマイナスになるのか。特に今固定資産税のいろいろ調べておられるようでありますけれども、だいたい標準単価、基準単価がマイナスの方向であるわけでございますけれども、それとあわせて全体が固定資産税がマイナスになってくるのか、逆にこの改正によってプラスになるのか。また、新築の住宅等々を建てたときに、ここに書いてありますけれども土地の問題、住宅の問題、平成25年度から26年度、こういう順次変化があるわけでございますけれども、一般の私たち住民にとって、この法改正によってこのところはどのような変化があらわれてくるのか、お尋ねを申し上げたいと思います。

それからずっと飛びましてですね、住宅の土地、固定資産税、住居土地ひっくるめて全体的なことで結構でございますので、大体どういう変化があるかということだけを教えてもらえれば結構かと思えます。

続いて、附則第16条の2、たばこ税の税率のまたこれ特例という形で書いてあるわけでございますけれども、これは附則事項で若干本税とまた違う税率の特例と書いてあるものですから、ちょっとわかりづらいわけでございますけれども、この特例の特例みたいなやり方について、ここでは何を言おうとしておられるのか若干わかりづらいものですから具体的にお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例ということで、多大な現地のね、該当者の皆さん方は大変だと思うわけでございますけれども、例えば蟹江町において地域に住宅があったり財産があったり、そういう関係の人たちが実際おみえになるのかどうかよくわかりませんが、その辺についてですね、万が一こういうところで蟹江に引っ越してきて、蟹江を通じてそういう申告をされるようなことがあるんだろうかどうなのか、ちょっとつかみにくいわけですが、住民課のほうではこの関係について蟹江町に引っ越されてこられた方、今住居を持ってこられた方、また持ってこなくてもこちらのほうに身を寄せている方だとか、そういう人たちを掌握をされているのかどうかという点について、いかがなものかお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、附則第24条の個人の町民税の税率の特例ということで書いてありますけれども、まさしくここは大変でございますね、この大震災によってこれからどうしたらいいのか、各市町村で対応をなさいと、予備金をつくれというようなことだと思うわけですが、26年度から10年間にわたって平成35年までの間、町民税・県民税というのを500円、500円で合計1,000円町民税が上がるわけです。県民税と両方で1,000円上がるわけで

すね。このことについて、26年からでありますので該当者はちょっとわかりづらいわけですが、例えば今このままの状態で計算をしたときにですね、大体今ぱっと掛けるときには幾らぐらいのこれは増収ということになるんだらうかなど。人口そのままだという計算をしたときにですね、それを10年間、毎年何百万ずつというお金が増収になるわけ、町の税収がふえるわけでありましたが、それを震災の関係で防災対策だとか減災事業だとか、そういう特殊な特別目的税みたいな感じで財源を使おうと。使うのか積み立てながらどうやっていくかわかりませんが、そういう財源確保なんですね。その財源確保を計算したときに、一体幾らの税収になるんだらうかなど。

大ざっぱに少しずつお尋ねいたしましたので、わかる範囲で結構でございますから、担当の方からこれらについての説明をお願いいたします。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

大変多くの質問をいただいております。答弁漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず初めに、第35条の2の町民税の申告の関係、寡婦控除の関係でございますが、これにつきましては、平成23年の税制改正におきまして、所得税の源泉をする際に寡婦控除を反映する形で源泉徴収をするという改正が行われております。それで、これに伴いまして扶養親族等報告書、それから公的年金等支払報告書の寡婦控除の記載欄がふえております。追加されております。それで、これに伴いまして改めて町としましては把握ができますので、申告の手続きをしていただく必要がないということで、簡素化をさせていただく意味での削除でございますので、よろしくお願いします。

それから、52条の関係でございます。こちらのほうにつきましては町に影響があるかと申しますと、これにつきましては、従来のものが実は法的の施行規則の中で条ずれ・項ずれをしておるものがございますので、それを町の条例に合わせて変更をさせていただいたというものでございます。

次に、87条関係、たばこ税の関係でございます。こちらにつきましては、先ほど言われました附則の16条の2のたばこ税も同等の考え方をしておりますので、よろしくお願いしますと思っておりますが、まず、こちらのほうは法人税率の引き下げが実は法人事業税の課税ベースと、拡大に伴う県と市町村の増収分の調整という意味で今回改正がされております。それで、県税のほうにつきましては、法人事業税が上がっておりまして町村のほう下がるということで、その分につきましては、たばこ税において県税の一部のたばこ税を町村に配分して調整をしようということで今回改正がされております。こちらのほうは、実は法人税率のほうが現在30ある法人税率が4.5%引き下げられまして25%になります。これに伴いまして、地方税の課税が影響がそういうふうに出てきまして、県税のほうが増収ということになってきます。町のほうはそれに伴う分として影響があるものですから、たばこ税のほうは県のほうから来

た形で、町のほうのたばこ税の増収分、これにつきましては申しわけございません、23年度ベースなんですけれども、計算をさせていただきますと3,300万ほどの税収がございます。ただ、法人税のほうの影響、減収分が実はございまして、こちらのほうは23年度ベースで計算をしますと、約6,800万ほどの減収になってしまうということになります。それから、その分で3級品のたばこのほうにつきましては、計算をしますと約45万円ほどの増収になるということで、たばこ税を合わせますと3,350万ほどの増収になるんですが、法人税のほうは下がるということになってきます。

それから、附則の9条の関係でございます。分離課税に対する所得割の特例でございます。こちらのほうにつきましては、現在、退職所得に係る個人住民税が10%の税控除がございます。これについての廃止措置が今回講ぜられまして、この分を減災・防災事業のほうに充てるということになっております。こちらのほうを町・県民税のほうで換算をさせていただきますと、退職所得に対する方につきましては、全体で10%の減税なんですけれども、町に係る分が6%になりますので、計算をしますと150万ほどの増収になるということでございます。

次に、附則の10条の2のわがまち特例の関係でございます。こちらのほうにつきましては、現在町で該当するものはございません。それで、こちらのほうは浸水防災施設ということで市町村が独自に開催するものなんですけど、こちらのほうにつきましては、国土交通大臣並びに都道府県知事が指定する区間にある雨水浸透施設というのがございます。こちらのほう、特定の都市河川のほうを指定がしてございます。愛知県内で4月1日に実は指定がされる予定がされておりますのが境川と猿渡川、こちらのほうは該当が名古屋市、豊田市、大府市、知立市、刈谷市、安城市が該当しております。蟹江町につきましては、この特定河川が指定されておられませんので、該当するものはございませんので今回はその部分については創設をさせていただきました。

もう1つ、下水の浸透施設がございます。こちらのほうに、ごめんなさい、下水の除外施設、こちらのほうにつきましては今後、下水道の完備がされてきますと該当する可能性が出てきますので、今回法改正に伴いまして創設をさせていただいたというものでございます。

10条の3から始まる固定資産税の関係でございますが、こちらのほうにつきましても基本的には従来まで、平成21年から23年までこの特例がそれぞれ行われておりました。今回、評価替えに伴いまして、これの延長分ということで24年度から26年度についても同等の特例を適用しようということでやっておりますので、固定資産税に関する住民の方への影響というのは、評価替えに伴う下がる部分の影響が若干出てくるかと思いますが、ほかのこの特例については特段の問題はございませんが、今回行います12条関係で言うております負担調整の部分で、列記させていただきました現行の評価の中で、負担調整を26年度に100にしてゼロにしようというのがございます。この部分での影響がございまして、こちらにつきまして

は、実は平成6年以降の評価額から、課税標準がこれは実は地域がばらばらで、平成6年に全国的に統一がされました。それで、それに伴いまして負担調整の急増を避けるために、課税標準のばらつきを穏やかに是正しようということで設けられていたものがこの特例なんでございますが、これについて23年度に調査をして、現在のところ不均衡の是正についてはおおむね終了したということをお国のほうから言っております。これに伴いまして、今回一気に廃止するのではなく、24年、25年度に90にして、徐々になくすということで設けられたものでございます。これについて、固定資産税についてもほとんど影響のない状況の中で、実は蟹江町のほうで該当する部分も若干ありますが、金額的には税額で1,000円から2,000円ぐらいだということを想定しております。

それから、22条ですね、東日本の損害の特例の関係でございます。こちらのほうにつきましては、私どもの町では現在該当世帯、これは私が23年のときに調査をしておりますが、現在蟹江町のほうにおみえの方が、その当時で37名おみえになりましたが、現状でそれに該当するであろうという方が実は2世帯ございました。それで、今回それを、他の関係も調べさせていただきましたが、実際には災害による影響がないということで、蟹江町に今現在おみえの方の中にはその対象者はいないということでございます。ただ、今後そういった方がおみえになった折に、こういった特例が受けられるようにだけ措置をしておこうということで、今回設けさせていただいておるものでございます。

それから、24条の町民税のほうの特例の関係でございます。こちらのほうにつきましても、実は1,000円上がるわけでございますが、現在あいち森と緑づくりの税というのが500円かかっております。これは愛知県のほうの県民税のほうで1,500円というふうになっておりますが、こちらのほうが実は25年度で切れる、終わることになります。それで、26年度からは新たに1,000円の増額ということなんです、最終的にはこちらのほうに5,500円となっておりますが5,000円になるということになると思います。それで、これにつきましても東日本大震災の復興に因る部分として、先ほど議員もおっしゃられました防災・減災事業のほうに充てられる資金ということで、こちらのほうの税額でございますが、23年度ベースで私ども計算をさせていただきますと、大体年間で950万円ほどの税額ということになります。ですから、10年間で9,500万円の税額がうちのほうに入ってくるということになりますので、こちらのほうの事業につきましても、また総務のほうと協議をしていく形になるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○9番 菊地 久君

税金の関係の中身ややり方というのは、私もうといもんですから、なかなかわかりづらいわけでありますけれども、知らないままにですね、懐がふえたり、ふえることはありませんが、ほとんど減る方向が多いんですが、今のこれずっと見ておきまして、まず第1に、間違いなく町民税と県民税がふえると。そのお金は今回の大震災によってそれをどうしたらいい

いのかというようなことで、国民1人1人から納税をさせて、それでこれからの震災、防災対策の金は自分らで賄えよと、こういう考え方がありありと出とるわけですね。自分を守ることだから、ちっとは今の税金よりもちょっとぐらいはおまえさん、年間500円や1,000円上げたらどうだというようなスタイルでこれは出ていることだというふうに私は思うわけですが、こういう国で決めた、勝手に決めたと言ってはいけませんが、我々代表の国会議員が行ってお決めになってこういう地方税法の改正で出てまいりますとですね、自然に国で決まっちゃったことだから我々もそれに追従してやむを得ず払おうかなと。

しかし、そのことについては減税ということだっただけで考えられる、これは河村名古屋市長の得意とするところではありますが、決まったことは決まったこと。しかし、そのお金の価値観の問題だとかいうのは地方で考えることだと思うわけではありますが、これについては今おっしゃられたような年間950万、今のベースで計算していくとね、人口変化ありますが、大体年間950万が入りますよ。そして950万が入っていく26年からどういうふうにするかどうかはこれは政策の問題でございますので、目的ははっきりしますが、生きた金になるのかならないのか、これは政治的な考えであります、それ以上のことはどうなのかという質問をですね、だれにしたらいいのかわかりづらくてですね。この地方議会の中では非常にわかりづらくてありますが、このことについて、地方税法全体の改正に伴って、町民が痛みを感じる問題の1つとしては、この住民税の、県民税の増額だということ。これははっきりしておるといことなんですね。そのはっきりしたところを、お互いが本当にやむを得んと言って理解できるのかどうなのか、この辺が私は非常に問題だなと。とりわけまた消費税の増税問題等も絡んで、その金は震災に充てるのではなしに、それぞれの皆さん方の老後の問題、社会保障の問題だと目的ははっきりしたようなことを言うておりますけれども、そういうことも今流れとしてありますし、身近な問題として町民税の増額ということもこうやって明確に出されてきておるわけです。

それから、たばこの問題は、先ほどなるほどだと、町の財源がふえるのかなと喜んだと思った途端ですね、全く違うんですね。法人税の関係で県のほうの取り分が多くなって、地方の取り分が少なくなっちゃって、その分をたばこで、これを本当に煙でごまかすわけでございますけれども、巻くということだね、うまいこと考えたなと思うんですが、町へ入ってくる財源は、プラスマイナスやったらマイナスだと、明らかに今数字上の問題でおっしゃったとおりであるわけです。このことを全体的に質問しても仕方ありませんけれども、全体的なこういう税制改正の骨子であると。そういう骨子についてですね、この政治を担当する町長としては、この地方税法の改正に伴ってどうしてお考えを今政治的にお持ちなのか、所見がありましたらお尋ねを申し上げたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○町長 横江淳一君

本日ご提案させていただきました地方税法の改正につきまして、今ご審議を願っているわけでありませうけれども、まさに菊地議員がおっしゃったとおりでありまして、私もこの上程したあれを見て非常にわかりづらく思いまして、担当者には説明文をつけるようにということでこれを見ております。実際、菊地議員の言われたとおり、まさに知らないところで自然に増税が起こってしまって、そのお金がどのように使われているかというのは地方の裁量であるというふうに私も考えております。それで、このことについては、大変反対しづらい部分は私も議員の経験者としてあるわけですが、ただ、先ほど来おっしゃっているように、政治的な感覚を持ってしっかりとこの増税分をわかりやすく住民の皆さんに、こういう状況になったから、これを例えば目的税という形も含めてでありますけれども、こういう形にしっかりと使わせていただくということをやっぱり表明することが大切ではないのかな、こんなことを今思っております。

税と社会保障の一体化という言葉だけが躍ってですね、増税分の1%については社会保障に使うという政府の今の考え方、いろんな書類を見ておりますけれども、まだまだ紆余曲折があるように聞いております。そんな中で平成24年度スタートしたわけでありませうけれども、この地方税法につきましては、まさに菊地議員もおっしゃるとおり、私自身もしっかりと見据えて税の使い方を町民の皆さんにははっきりお示しする、この方向性が必要だというふうに考えておりますので、またご支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○7番 中村英子君

7番、中村です。

今も話題になっておりましたけれども、附則の第24条関係なんですけれども、ここに500円をプラスすることによって緊急に実施する防災とか減災事業というような形で書かれておりますが、具体的にどういうふうに運用されるのかなということを考えるんですが。

例えばですね、単年度予算ですので、今950万とおっしゃったその金額は、毎年毎年そういった事業にきちんと振り分けるというような使い方で行うのか、それとも基金的な感覚で何年度ぐらい積み立てて一斉に必要なところへやるとか、いろいろこの運用の仕方というか使い方というのがあると思うんですけれども、それについてどういうふうに思っているのかということをお聞きしたいと思いますし、地方税法の今回の改正で、今この附則第24条に出されていることは、一律500円をプラスするというやり方なんですけれども、日本って考えてみますと、全国的に災害に弱い地域、強い地域というのがあると思うんですよね。やっぱりこの辺というのはゼロメーターですので、大きな地震も来るというふうに言われているところでもありますから、この500円という幅について、地方の裁量というか少し幅を持ってですね、地方のほうがそういう災害がひどく見込まれるところは500円じゃなくてももう少し別に上乗せしてもいいんだとか、それは多くはいけないんだとかですね、そういう裁量の幅と

いうものがここにはあるものなのかないものなのか、その辺についても伺いたいと思います。

それから、名古屋市は、この住民税の減税ということを行っておりますので5%になってしまいましたけれども、そうしますとこの均等割も今現在は5%減ということで条例が通っているわけですね、名古屋市の条例というのは。ですから、そういうことも可能なものなのかどうか、それは違法性はないというようなものなのか、その辺についてどんなふうな解釈かということでお伺いしたいと思います。

○総務課長 江上文啓君

それでは、3点ほどご質問をいただいたと思いますが、そのうちの1点目でございます500円の増税の件でございます。こちらについてちょっと答弁させていただきます。

今回の500円の増税は、先ほど税務課長の中でも申し上げましたように、防災・減災事業の財源に充てるというものでございます。それで、この緊急防災・減災事業と申しますのは、平成23年度から平成27年度までの5年間に実施する防災事業でございます。ただしですね、先ほどの税額のところでもお話がありましたように、例えば分離課税、退職所得の所得割の控除分の廃止というのは平成25年度から始まります。それから、もう1つの500円の増額につきましては、平成26年度から始まります。ということで、事業の実施期間が先ほど申し上げたように23年度から27年度の5年間ですので、事業の実施期間と財源が入ってくる期間にちょっと差がございますので、緊急防災・減災事業債を発行し、その元利償還金に充てるものと考えております。

（「事業費だから地方債を発行すると」の声あり）

はい。地方債を発行し、その元利償還金に充てるものと考えております。それで、ちなみに金額を申し上げますと、退職所得のほうですと先ほど税務課長が申し上げましたように年間で約150万ほどですので、こちらにつきましてもですね、実は10年間に限っては緊急防災・減災事業の財源としなさいと。11年目からは一般財源になると思います。それで、10年間でございますので1,500万ほど見込んでおります。それから、もう1つのほうの500円の町民税均等割の増額でございますが、これが大体年間で950万ほど、10年間で9,500万ほど見込んでおります。この合わせて1億1,000万を、先ほど申し上げた緊急防災・減災事業債の元利償還金に充てさせていただくものと考えております。

以上です。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

名古屋市のほうの減税の関係で地方税法の関係をおっしゃられました。地方税法に関しましては、上限規定でございますので、一番上を決めて減額するということはできるんですけども、ふやすということはできませんので、よろしく。

（「裁量権がないわけですか」の声あり）

ないです、すみません。

○7番 中村英子君

これすごくわかりにくいんですよ、やっぱり。私たちの立場にしてみると、これだけの分の事業というのは、きちんとやっていけるんじゃないかなんていうふうに考えるんですけども、実際にですね、そうすると事業として新たに蟹江町で防災や減災ということについて、どれぐらいの規模でどんなふうにしていこうというようなこととの考え方と切り離されたような感じなんですけれども、その点について、あわせてもしお考えがあるならちょっとお伺いをしたいなと思います。

○総務課長 江上文啓君

事業でございますが、ちょっと先ほど私、もう少し詳しくご説明させていただくとよろしかったんですけども、この事業は実は国の補助事業と地方の単独事業がございます。それで、国の代表的な補助事業といたしましては、学校施設の耐震化等があるかと思います。また、地方の単独事業といたしましては、防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設等々があるかと思われま。ただ、単独事業につきましては、事業を実施するためには緊急防災・減災事業計画を策定し、その計画に基づき実施する事業でなければならないという条件がついております。現在、補助事業の予定はございませんので、単独事業を実施するため近隣の市町村の動向も踏まえながら、緊急防災・減災事業計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第5 議案第28号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

ここで学校管理費で補正予算を組まれたわけでありませけれども、なぜかという点ですね。なぜ必要だったのか。前回の台風によっての被害だ、被害ということかどうかですね、被害ということであればこれは災害でしょう。災害であれば、これはこういうときのための保険というのはなかったのかどうかね。台風による災害で台風被害によって起こったものならば、それは保険がかかってあるので保険でおろすことはなかったのかどうか。その点について、これ間違いない、災害によってだね、前回の台風によって発生したことについて、臨時にこういう工事が必要だから予算を組まれたと、前提はそうですね。そうでしょう。説明したか、今。よう聞いてなかったけれども。前回の台風によってこういう被害があったから、こういうことで予算を組まさせていただいたという説明だったかな、よく聞いてなかった、申しわけないけれども。

(「説明はないです」の声あり)

言っていないの。私が聞き損ねたわけじゃないね。そうじゃないね。なぜ、じゃ臨時議会でね、申しわけないけれども、臨時議会でこういう工事をしなければならないということが、ここのお金がね、なぜと思うわけよ。普通、3月の当初予算で予算を組まれてきとってね、本来ならその中に組まれておって、1年間というのはその予算でやっていかないかんわけ。ところが、急にこうやって臨時議会の中で補正予算が組まれたもんで何かと、私はもうちょいちょい聞いておったもんですから、台風の被害によって北中の防球ネット、テニスだったか何かやっておるあの北側のところね、あれが壊れちゃってこれはほうつといてはいかんわなということも聞きましたし、電話もいただいたしね。そういう緊急性というか災害によって発生した、ああ、それははよやらないかんわなと普通思うわけ。だってこれ臨時議会のときに、補正予算を組まれて、ああ、これは必要だでこれはやらないかんなと思ったんですが、頭の中で思い込んでおったわけ。ところが、どうも今聞くと提案説明にはなかったみたいだね。そうすると台風関係ないね。特別これは何かあったの。まずは臨時議会で、こういう改善をやらなあかんというのはなぜなの、逆に質問したいけれども。

○総務部長 加藤恒弘君

大変失礼いたしました。

菊地議員おっしゃるとおりでございます、私どものほうといたしましては、急遽このネットが破損いたしました。確かに突風の関係もございましたので、風により倒壊したということもございました。ただ、少し私どものほうで保険のほうも、おっしゃるように適用はできるかどうかということでやりましたけれども、風水害対応については保険が適用できないという保険会社からございましたので、大変恐縮でございました。私そのこと失念いたしまして、説明が不足しておりましたことをおわび申し上げます。

内容につきましてはそういった内容でございますので、今回、特に臨時議会のほうで上げさせていただいたということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 黒川勝好君

よろしいですか、菊地議員。

○9番 菊地 久君

いいよ、それで。

○議長 黒川勝好君

今そういう理由でしたけれども。

では他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の辞任について」、選任第2号 「議会運営委員会委員の選任補充について」を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって2件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

追加日程第6 「議会運営委員会委員の辞任について」を議題といたします。

順次、関係者を地方自治法第117条の規定により1人ずつ除斥の上、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、採決は1人ずつ行います。

最初に、高阪康彦君の除斥を求めます。

(4番議員退席)

高阪康彦君から会派「清新クラブ」の解散の理由により、議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、高阪康彦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

高阪康彦君の除斥を解きます。

(4番議員入場)

次に、奥田信宏君の除斥を求めます。

(12番議員退席)

奥田信宏君から会派「新政会」の解散の理由により、議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、奥田信宏君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

奥田信宏君の除斥を解きます。

(12番議員入場)

○議長 黒川勝好君

追加日程第7 選任第2号「議会運営委員会委員の選任補充について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

説明が終わりましたので、お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任補充については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議長において指名をいたします。

議会運営委員会委員には、高阪康彦君と奥田信宏君を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって高阪康彦君、奥田信宏君を議会運営委員会委員に選任

することに決定いたしました。

○議長 黒川勝好君

以上で、本臨時会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。したがって、平成24年第1回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時33分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 黒川勝好

2番 議員 山田 新太郎

3番 議員 安藤 洋一